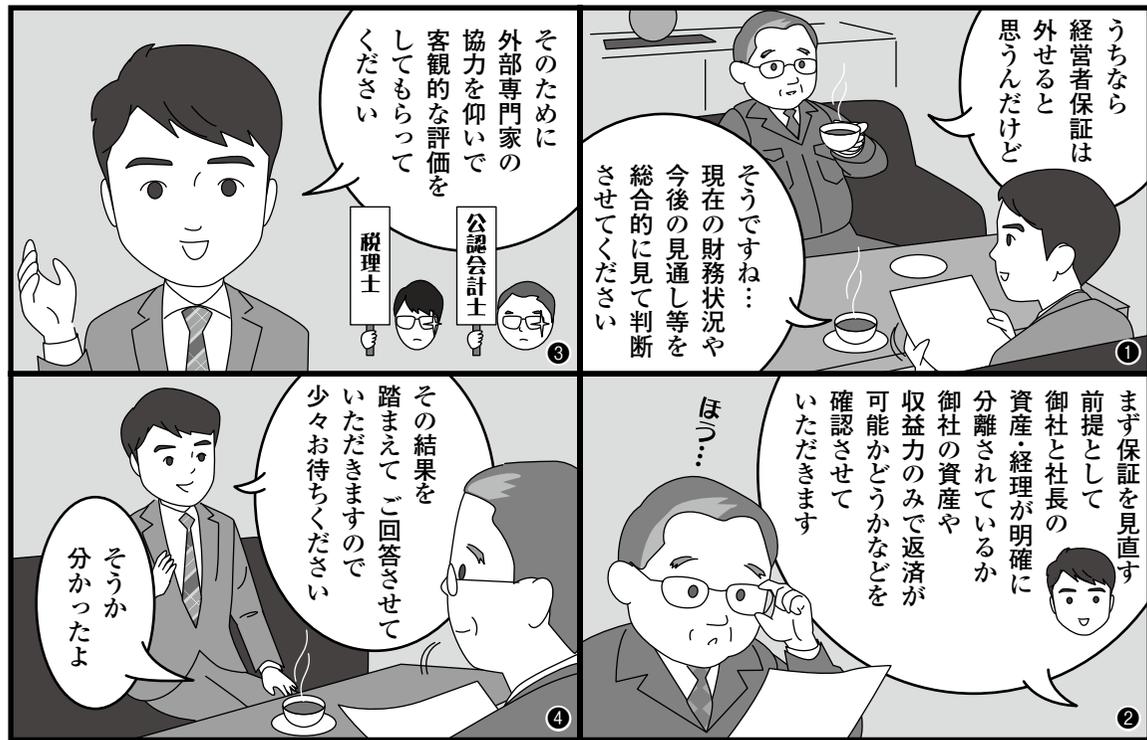


▼このように対応してみよう!



経営者保証見直し時のこんなときどうする!?

ここでは、経営者保証の見直しが必要となるケースを挙げ、それぞれについてどのように対応するべきか、具体的に解説します。

見直し判断編 1
「うちは経営者保証の必要性がないはずだから解除してほしい」と言われたけどどう対応すべき?」



金 融庁では、ガイドラインが2月1日から適用されることを踏まえ、金融機関によるガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、金融検査マニュアルや監督指針等の一部改正を実施しています。

そのため、金融機関としては経営者保証の見直しを適時適切に行う必要があります。

本ケースのように、融資先から既存保証の解除の申し出や問合せがあった場合には、経営者保証の必要性や保証額を見直し、その検討結果について、主たる債務者および保証人に対して丁寧かつ具体的に説明する必要があります。新たに融資の申込みを受け付けた際にも、経営者保証に依存しない取組みが要請されます。

とはいうものの、ガイドラインは経営者保証の提供を全面的に否定しているわけではありません。まずは当該債務者が、ガイドラインの適用対象となるかどうかをチェックしましょう。

保証見直しを検討するには一定の要件を満たす必要がある

ガイドラインでは、企業が経営者保証の提供なしに資金調達を希望する場合には、当該債務者が一定の経営状況にあることを求めています。その確認では、次の3点をチェックする必要があります。

- ① 法人と経営者との関係が明確に区分・分離されているか
- ② 財務状況および経営成績の改善等財務基盤の強化を通じた返済能力の向上等による信用力の強化が図られているか

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保が図られているか
 これらを前提として、金融機関は、次の要件が将来にわたって充足されると見込まれるときには、資金使途や回収可能性などを総合的に判断する中で、経営者保証の必要性を検討するとされています。

④ 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
 ⑤ 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
 ⑥ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうる
 ⑦ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
 ⑧ 経営者等から十分な物的担保の提供がある

ただし、経営者保証を求めない融資を検討するために、⑦⑧のすべての要件を満たさなければならぬというわけではありません。

できるだけ多くの要件が充足されることを望ましく、個別の事案ごとに、要件の充足状況に応じて経営者保証の取扱いが判断されることとなります。例えば、⑦の要件は⑧を補完するものであり、経営者等が十分な物的担保を提供しなければ、経営者保証の提供を求められるということではないわけです。

外部専門家による要件の客観的評価を求める

このように、経営者保証によらない融資への取組みにおいては、法人と経営者に対し、その関係の明確な区分・分離と、債務の返済を順調に履行できる財務基盤の強化が強く求められています。

したがって、融資先企業から経営者保証の解除の申し出があった場合には、この2点を中心として、経営者保証の解除が可能かど

うか慎重に検証を進める必要があります。

その際のポイントとしては、要件を満たしていることを客観的に適切に評価できる、公認会計士や税理士等の外部専門家による検証と、検証結果の開示を求めることです。

経営者保証の解除を検討した結果、解除となる場合は「どんな状況になれば再び経営者保証を求められるのか」、また解除とならない場合は「なぜ経営者保証が解除できないのか」といったことを、融資先および保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することが求められます。

ポイント

- ・まずは債務者が保証見直しの対象となるか、要件を確認する
- ・保証解除の場合は再び設定が必要となる状況を、維持の場合はその根拠を説明